

あさひかわ子どもの水辺協議会規程

(目的及び設置)

第1条 子供達が川で四季を通じて安全に遊び、ふるさと旭川について学ぶ事並びに川の自然・防災教育など、河川愛護についての普及・啓発を図っていく事を目的として「あさひかわ子どもの水辺協議会」(以下「協議会」という)を設置する。

(活動内容)

第2条 協議会は次に掲げる活動を行う。

- (1) 河川愛護思想及び体験活動等の普及啓発に関する事
- (2) 河川環境整備事業の計画検討に関する事
- (3) 協議会の事業に関する事
- (4) その他協議会に関する事

(構成)

第3条 協議会の委員は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 河川管理者
- (2) 教育関係者
- (3) 協議会の趣旨に賛同する市民団体
- (4) 旭川市関係部局
- (5) その他協議会において承認された者

(座長)

第4条 協議会に座長を置く。

- 2 座長は、委員をもって充てる。
- 3 座長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 4 座長は、会議の議事進行を行うものとする。

(任期)

第5条 委員及び座長の任期は設けない。

(事務局)

第6条 事務局は、旭川市土木部公園みどり課(旭川市6条通10丁目旭川市第三庁舎2階)に置く。

- 2 事務局長は旭川市土木部公園みどり課長とする。

(会議)

第7条 会議は、必要に応じて事務局が招集し、これを主宰する。

- 2 第3条に規定する委員が都合により欠席する場合は、当該委員の指名する者をもって代理出席させることができる。
- 3 事務局は第3条に定めるもののほか、必要と認める者を協議会に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。
- 4 会議の議事は出席委員の過半数の同意をもって可決し、可否同数の場合は座長がこれを決する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員が別に定める。

- 2 この規程の改廃は協議会において行う。

附則

この規約は、平成26年2月1日から施行する。